

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 目的

この法律は、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るための措置並びに建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保を図るための措置を講ずることにより、建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設労働者の雇用の安定を図ることを目的とするものとする。 (第一条関係)

第二 定義

一 「建設業務」とは、土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいうものとする。 (第二条第一項関係)

二 「建設業務労働者」とは、建設業務に主として従事する労働者をいうものとする。 (第二条第二項関係)

三 「建設事業」とは、建設業務を行う事業（国又は地方公共団体の直営事業を除く。）をいうものとする。 (第二条第三項関係)

四 「事業主団体」とは、事業主を直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）とする団体又はその連合団体（法人でない団体にあつては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）であつて、厚生労働省令で定めるものをいうものとする。 （第二条第六項関係）

五 「建設業務職業紹介」とは、事業主団体が、当該事業主団体の構成員を求人者とし、又は当該事業主団体の構成員若しくは構成員に常時雇用されている者を求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における建設業務に就く職業に係る雇用関係（期間の定めのない労働契約に係るものに限る。）の成立をあっせんすることをいうものとする。 （第二条第七項関係）

六 「建設業務有料職業紹介事業」とは、有料の建設業務職業紹介（建設業務職業紹介に関し、いかなる名義でもその手数料又は報酬を受けないで行う建設業務職業紹介以外の建設業務職業紹介をいう。）を業として行うことをいうものとする。 （第二条第八項関係）

七 「建設業務労働者の就業機会確保」とは、事業主が、自己の常時雇用する建設業務労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他の事業主の指揮命令を受けて、当該他の事業主のために建設業務に従事させることをいい、当該他の事業主に対し当該建設業務労働者を当該他の事業主に雇用させることを約してす

るものを含まないものとする。 (第二条第九項関係)

八 「建設業務労働者就業機会確保事業」とは、建設業務労働者の就業機会確保を業として行うことをいうものとする。 (第二条第十項関係)

九 「送出労働者」とは、事業主が常時雇用する建設業務労働者であつて、建設業務労働者の就業機会確保の対象となるものをいうものとする。 (第二条第十一項関係)

第三 建設雇用改善計画

建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項を建設雇用改善計画に定める事項に加えるものとする。 (

第三条関係)

第四 建設労働者の福祉等に関する事業

建設労働者の福祉等に関する事業に、第五の一の五の認定団体に対して、送出労働者の就業の作業環境に適応させるための訓練の促進並びに建設業務労働者の就職及び送出労働者の就業の円滑化を図るために必要な助成を行うことを追加するものとする。 (第九条第一項第四号関係)

第五 事業主団体の作成する実施計画の認定

一 実施計画の認定等

- (一) 事業主団体は、建設業務労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する措置並びに建設業務有料職業紹介事業又は当該事業主団体の構成員である事業主（以下「構成事業主」という。）が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置（以下「改善措置」という。）を一体的に実施するための計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。 （第十二条第一項関係）
- (二) 実施計画には、改善措置の目標、内容、実施時期のほか、事業主団体が建設業務有料職業紹介事業を行おうとする場合にあつては求人及び求職を申し込む構成員等の見込数等を、構成事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする場合にあつては当該構成事業主及び当該構成事業主から建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする構成事業主の氏名、名称等を記載しなければならぬものとする。 （第十二条第二項関係）
- (三) 厚生労働大臣は、(一)の認定の申請があつた場合において、その実施計画が建設雇用改善計画に照ら

して適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとすること。（第十二条第三項関係）

- (四) 事業主団体がこの法律等の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない等の欠格事由に該当するとき又はその役員等が欠格事由に該当するときは、事業主団体は、(一)の認定を受けることができないものとすること。(一)

第十三条関係)

- (五) (一)の認定を受けた事業主団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める軽微な変更を除いて、厚生労働大臣の認定を受けなければならないものとする。また、軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものとする。こと。（第十四条第一項及び第二項関係）

- (六) 厚生労働大臣は、(一)の認定に係る実施計画（五）による認定又は届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が(三)の要件に適合しなくなったと認めるとき、認定団体(四)の欠格事由に該当しているとき、認定団体又はその構成員が認定計画に従って改善措置を実施

してないと認めるとき等は、(一)の認定を取り消すことができるものとする。 (第十四条第三項関係)

二 職業安定法等の特例

(一) 認定団体が、第六の一の一)の許可を受けて、認定計画に従って行う建設業務有料職業紹介事業に関しては、職業安定法の有料職業紹介事業の許可及び建設業務に係る取扱職業の範囲の規定は適用しないものとする。 (第十五条第一項関係)

(二) 認定団体の構成事業主が第七の一の一)の許可を受けて、認定計画に従って行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法の建設業務に係る労働者派遣事業の禁止の規定は適用しないものとする。 (第十五条第二項関係)

三 指導及び助言

厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。 (第十六条関係)

四 報告の徴収

厚生労働大臣は、認定団体に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができるものとし、認定団体が報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該認定計画の認定を取り消すことができるものとする。 (第十七条関係)

第六 建設業務有料職業紹介事業

一 建設業務有料職業紹介事業の許可

- (一) 建設業務有料職業紹介事業を行おうとする認定団体は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないものとする。 (第十八条第一項関係)
- (二) 厚生労働大臣は、(一)の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。 (第十八条第五項関係)

二 許可の基準等

厚生労働大臣は、申請者が認定計画に従って建設業務有料職業紹介事業を行うものであること等の基準に適合していると認めるときでなければ、(一)の許可をしてはならないものとする。 (第十九

条第一項関係)

三 手数料

- (一) 一の許可を受けた認定団体（以下「建設業務有料職業紹介事業者」という。）は、上限付きの手数料又はあらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表に基づく手数料のいずれかを選択して徴収することができるものとする。 （第二十条第一項及び第三項関係）
- (二) 建設業務有料職業紹介事業者は、原則として求職者からは手数料を徴収してはならないものとする。ただし、求職者の利益のために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときはこの限りではないものとする。 （第二十条第二項関係）
- (三) 厚生労働大臣は、手数料表に基づく手数料が著しく不当である場合等には、当該手数料表の変更を命ずることができるものとする。 （第二十条第四項関係）

四 許可証等

許可証、許可の条件、変更の届出、許可証の書換え、事業の廃止及び名義貸しの禁止について規定するものとする。 （第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで及び第二十九条関係）

五 許可の有効期間等

(一) 一の一の許可の有効期間は、当該許可の日から三年を上限とし、認定計画における建設業務有料職業紹介事業の実施時期の終了日（第五の一の五により実施計画における建設業務有料職業紹介事業の実施時期が変更されたときは、変更後の実施計画における建設業務有料職業紹介事業の終了日）までの期間とするものとする。 （第二十三条第一項及び第二項関係）

(二) 許可については、更新を受けることができるものとする。 （第二十三条第三項から第五項まで関係）

六 許可の取消し等

(一) 厚生労働大臣は、建設業務有料職業紹介事業者について、認定計画に従って建設業務有料職業紹介事業を実施していないと認めるとき、この法律の規定等に違反したとき及び四の許可の条件に違反したときには、一の一の許可を取り消すことができるものとする。 （第二十七条第一項関係）

(二) 厚生労働大臣は、建設業務有料職業紹介事業者が一に該当するときは、建設業務有料職業紹介事業の停止を命ずることができるものとする。 （第二十七条第二項関係）

七 許可の失効

第五の一の六若しくは第五の四により建設業務有料職業紹介事業に係る認定計画の認定を取り消されるとき、又は四の事業の廃止の届出があつたときは、一の一の許可は、その効力を失うものとする。 (第二十八条関係)

八 職業安定法の規定の読替え適用等

一から七までのほか、建設業務労働者の雇用の安定等を図るために、職業安定法上の有料職業紹介事業と同様の措置を講ずるものとする。 (第三十条関係)

第七 建設業務労働者就業機会確保事業

一 建設業務労働者就業機会確保事業の許可

(一) 建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主は、厚生労働大臣の許可を受けなければならぬものとする。 (第三十一条第一項関係)

(二) 厚生労働大臣は、一の一の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならぬものとする。 (第三十一条第五項関係)

二 許可の欠格事由

構成事業主がこの法律等の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない等の欠格事由に該当するとき又はその役員が欠格事由に該当するときは、構成事業主は、一の一)の許可を受けることができないものとする。 (第三十二条関係)

三 許可の基準等

厚生労働大臣は、申請者が認定計画に従って建設業務労働者就業機会確保事業を行うものであること等の基準に適合していると認めるときでなければ、一の一)の許可をしてはならないものとする。 (第三十三条第一項関係)

四 許可証等

許可証、許可の条件、許可の有効期間等 (第六の五と同様のもの)、変更の届出、許可証の書換え、事業の廃止、許可の失効 (第六の七と同様のもの) 及び名義貸しの禁止について規定するものとする。 (第三十四条から第三十九条まで、第四十一条及び第四十二条関係)

五 許可の取消し等

- (一) 厚生労働大臣は、一の一の許可を受けた構成事業主（以下「送出事業主」という。）について、二の許可の欠格事由に該当するとき、認定計画に従って建設業務労働者就業機会確保事業を実施していないと認めるとき、この法律の規定等に違反したとき、四の許可の条件に違反したとき等には、一の許可を取り消すことができるものとする。 （第四十条第一項関係）
- (二) 厚生労働大臣は、送出事業主が一に該当するとき（二の許可の欠格事由に該当するときを除く。）は、建設業務労働者就業機会確保事業の停止を命ずることができるものとする。 （第四十条第二項関係）

六 契約の内容

建設業務労働者就業機会確保契約（当事者の一方が相手方に対し建設業務労働者の就業機会確保をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し、送出労働者が従事する建設業務の内容等を定めるとともに、その内容の差異に応じて送出労働者の人数を定めなければならないものとする。 （第四十三条関係）

七 労働者派遣法の規定の読替え適用等

一から六まで及び八のほか、送出労働者の雇用の安定を図るため、労働者派遣法上の労働者派遣事業と同様の措置を講ずるものとする。こと。（第四十四条関係）

八 送出労働者に係る災害補償の特例

送出労働者の災害補償に関しては、送出事業主を当該送出労働者に係る建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける者の請負人とみなす特例を設けるものとする。こと。（第四十五条関係）

第八 雑則

一 この法律に規定する厚生労働大臣の権限の一部を都道府県労働局長に委任することができるものとする。こと。（第四十六条関係）

二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定めるものとする。こと。（第四十七条関係）

三 第五から第七までの規定は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、適用しないものとする。こと。（第四十八条関係）

第九 その他

- 一 罰則について所要の規定の整備を行うものとする。 (第四十九条から第五十二条まで関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第十 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 二 職業安定法の規定の整備を行うものとする。 (附則第二条関係)